

## 四街道市広告掲載基準

制 定 平成 21 年 12 月 1 日

一部改正 平成 29 年 5 月 26 日

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、四街道市広告事業実施要綱（平成 21 年 12 月 1 日四街道市告示第 201 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、広告掲載に必要な基準を定めるものとする。

### (基本的な考え方)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

### (規制業種又は事業者)

第 3 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 消費者金融業者
- (3) ギャンブルを営む業種
- (4) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 占い、運勢判断に関する業種
- (7) 探偵事務所・興信所等の業種
- (8) 特定商取引に関する法律で、連鎖販売取引と規定される業種
- (9) 債権取立て、示談引受けなどを行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) その他各種法令に違反し、又はそのおそれのある事業者

### (掲載しない広告の内容)

第 4 条 次に掲げる内容の広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はそのおそれのある広告
  - ア 法令により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

- オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
  - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 名誉き損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 政治性・宗教性のある広告
  - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての意見広告
  - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
  - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 美観風致を害するおそれのある広告
  - ア 色彩又はデザイン等が景観と著しく相違するもの
  - イ 自動車等運転者の誤解を招く、又は注意力を散漫にさせるおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
  - ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
  - ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
  - イ 犯罪、ギャンブル等を肯定し助長するようなもの
  - ウ 暴力やわいせつ性を連想、想起させるもの
  - エ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (8) その他市の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告
  - ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
  - イ 喫煙を勧奨するもの
  - ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
  - エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等が無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの
  - オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
  - カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
  - キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
  - ク 通信販売、訪問販売などをうたったもの（特定商取引に関する法律第 30 条に規定する通信販売協会に加盟している事業者が掲載するものを除く。）
  - ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
  - コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - サ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの
  - シ 品位を損なう表現のもの
  - ス 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業

- 種 種々の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
- セ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - ソ 個人又は法人の名称、所在地、連絡先のための周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
  - タ 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
  - チ 虚偽の表示を含むもの
  - ツ その他市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲の中で別に基準を作成することができる。